



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

インターナショナルスクール入学契約における、通学前に契約を解除したことによる授業料等の不当利得返還請求が一部認容された事例

幼児教育を目的とするインターナショナルスクールへの0歳の子の入園(入学)契約締結後(ただし契約締結時点で通園(通学)開始時期は未定で、施設側が口頭でいつでもよいとしていた)、一度も通園することなく消費者側からの約1年5カ月後の契約の解除を認め、その際、契約締結時納付金のうち、年間授業料、年間の制服料金、年間の給食代、年間のバス代の返還請求を認め、校舎維持費の返還を認めなかった事案。

(東京地方裁判所令和3年3月16日
判決、LEX/DB掲載)

原告：X。弁護士で、配偶者Aとの間に子Bが生まれる
被告：Y。インターナショナルスクールαを運営
C：αの職員

事案の概要

Yはナーサリー(保育園)、プレキンダー(就園前児童)、キンダーガーデン(幼稚園)での幼児教育を目的とするインターナショナルスクールαを運営している。αには多数の外国人が勤務し、英語が社内公用語とされ、各種手続にも英文の書面が用いられている。またαの年度の始期は秋季、終期は翌年夏季である。

Xの配偶者Aは、Bを妊娠中の2017年にαを見学した。いずれも有職者のXとAは、Bの養育方針として、早期から英語教育を受けさせるべく、幼児保育の環境が整い、かつ産後のAの復職等を見据えたサービスを提供するインターナショナルスクールに通わせることを決めており、これに合う施設はほぼαに絞られていた。

2018年のB誕生後の同年4月下旬、XとAはαを訪ね、同日Xは、Bの通園開始時期は未定であったものの、α以外の選択肢が事実上ないことなどから、αの雰囲気等を実際に見たうえで、Bを入学させることを決め、入学登録書に必要事項を記入して提出した。入学登録書には、英文で

「α RULES AGREEMENT」(α(規約)同意)の欄があり、「I AGREE TO ALL TERMS AND CONDITIONS ON THIS DAY」(私はここに全ての規約の内容を本日同意致します。)と印字され、保護者の署名欄があったが、Xはこの署名欄には何も記入していない。この入学登録書の通学開始日の欄には「2019.4.1」と記入されていたが、Bの通園開始時期は未定であった。Xらはα職員に、Bの通園開始時期がいつになってもよいかを尋ね、いつでもよいとの回答を得ていた。

翌日、XはYから請求書を受領し(請求額総額約337万円、内訳は入学金に当たる登録費20万円、年間授業料240万円、校舎維持費10万円、年間の制服料金約13万円、年間の給食代18万円、年間のバス代36万円)、同日全額をYに支払い、もって、XY間においてBをαに入学させるとの本件契約が成立した。

Bは同年12月にαで開催されたクリスマス会にXとAとともに参加した。しかしBはこれ以外に一度もαに通園せず、またXは制服、教材など本件契約に関する給付を受けていない。

Aは2019年2月下旬、α職員のCに、Bの通

園開始時期につき同年4月を考えていたが家庭の事情で同年夏以降になる旨をメール連絡し、CはAに、通園開始時期はいつからでも大丈夫なので、決まり次第連絡してほしい旨のメールを返信した。

しかしAが第2子を妊娠し、復職するタイミングの見極めが難しくなり、また、第2子の産休、育休取得の関係で当面Bの送迎付き保育の必要がなくなったことなどから、XとAはBの退学を決めた。そこで2019年9月初旬にAが退学の意向の伝達と納付済み授業料等の返金の可否について電話をした。その後やり取りの末、同年9月中旬にCから送付された英文の退学届の書式について、Xは翌日(S日)にYにメールで「メールでお送りいただいた退学届書については、貴校を退学するという限度で意思表示をさせていただきます。」と伝え、かつ返金を求めるとともに、翌々日頃、「英文の意味内容が一部不明なため、退学の意思表示という限度の書面ということでご理解下さい。」などと記載した退学届書を郵送した。なお9月初旬からのXY間でのやり取りの中で、Cはメールで、校長等と協議の結果、入学金及びビルディングメンテナンス費を除いた授業料の返金が可能となったが返金は12月末になると回答し、Xは12月末まで延期する法的根拠はないとして、直ちに返金を求めている。

その後、Xが納付金約337万円から登録料20万円を差し引いた約317万円の不当利得の返還請求と、S日以後の民法704条に基づく利息の支払いを求めて提訴したのが本件である。ここでは争点として、契約の解除と不当利得返還請求権の存否に絞って検討する。

 **理由**

1 本件契約の法的性質

Yが運営する α は、幼児教育を目的とするインターナショナルスクールであり、本件契約のように児童の保護者が当該児童を同校に入学させる契約は、Yが当該保護者に対し、 α における保

育、幼児教育に係る役務^{かか}を提供する義務を負い、当該保護者がYに対し、同役務の対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものといえる。しかし、本件契約は、単に有償の役務の授受を内容とする準委任契約のみにとどまるものではない。すなわち、本件役務の提供は、多様性と多文化の価値を幼児期に教育するという α の教育方針、教育理念の下、前述の教育方針、教育理念を理解した児童の保護者とYとの信頼関係を基盤として継続的、組織的に行われるものである。また、本件契約には、当該保護者において、定員制の下で当該児童を α に通園させるという権利を取得、保持するとともに、 α の包括的な指導、規律に服するという要素もある。このように本件契約は、複合的な要素を有し、また、憲法26条1項により保障される教育を受ける権利の趣旨も及ぶものと解される。これらの点に鑑みると、本件契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約と解するのが相当である(参考判例①の参照を指示)。

2 本件契約の解除

憲法26条1項の趣旨に鑑みると、児童を α に入学させる契約を締結した保護者において当該児童に同校の幼児教育を受けさせるか否かについては、当該保護者の意向が十分に尊重されるべきである。この点に鑑み、原則として、保護者はいつでも任意に本件契約を将来に向かって解除することができ、退学の申出が、所定の退学届等の様式^{のつと}に則ったものでなくても、当該保護者の確定的な意思に基づくものであることが表示されていれば、有効な解除の意思表示と認めるのが相当である(2019年9月S日のXのY宛てメールによる解除を認定)。

3 解除により将来に向かい効力を失ったことを前提とする本件前払金の返還義務

Bは2018年12月のクリスマス会に参加したほかは一度も α に通園したことはなく、また、Xにおいて、制服、教材など本件契約に関する給付を受けたこともなかった。したがって、本

件前払金のうち、年間授業料、年間の制服料金、年間の給食代及び年間のバス代は、Yが本件契約に基づきBの保育、幼児教育に関して提供する具体的役務や制服、教材、昼食等の物の対価の前払いといえるところ、Yは、Bに関して本件契約に基づく給付を何らしていないのであるから、原則的に、前払相当額を不当利得としてXに返還する義務を負うものというべきである。他方、本件前払金のうち、校舎維持費10万円については、具体的役務の提供ないし物の給付の対価ではなく、 α に在籍していつでも同校の施設を利用し得る立場を得た児童の保護者に対し、児童の属性等にかかわらず、広く一律に同施設の維持に要する費用を負担させる趣旨と解される。同趣旨に鑑みると、校舎維持費10万円は、Yの不当利得に当たらないものと思料する。

 解説

1 本件契約の法的性質

本件は幼児教育を目的とするインターナショナルスクールの入園契約に関する事案である。本判決における本件契約の法的性質判断は、判決が引用する大学入学辞退者による納付済み学納金の返還請求訴訟の最高裁判決(参考判例①)における在学契約の法的性質判断に類似している。 α は幼児保育の側面も持つが、インターナショナルスクールとして教育の側面も有しており、大学と同様に教育機関と判断されたと考えられる。

この法的性質の決定は、Xの解除の有無(Yは予備的主張でXの解除を否定し、Yの解除とその際の不返還特約を主張している)に影響する。参考判例①の大学入学辞退者の中には入学年度開始時の4月1日以前に入学辞退を申し出たが書面提出が同日以後になった者がおり、いつ在学契約が解除されたかが問題になった。判例では、入学辞退の申し出が学生本人の確定的な意思に基づくものであることが表示されていれば、口頭でも原則有効な在学契約の解除の意思表示

と認め、書面提出以前の解除を認めた。本判決もこれに沿って判断し、Xの9月5日のメールでの解除を認めた。Yが退学届書不受理を主張し、また届書にXの付記があるための判断かと推測できる。いずれにせよ、所定書式の提出がなくても口頭による解除を認めた点は意義がある。

2 納付金の返還範囲

本判決は、納付金の不返還特約がない点で前述の参考判例①と大きく異なっている。このような特約がない場合の不当利得の有無の判断につき、本判決は、Yが給付していないものの対価全額を不当利得と認めており、妥当である。

なおYは、契約締結の翌日からBのためにクラス及びバスの席を確保しており、Bの α 在籍期間のYの各月の合計残高試算表(全科目)中の販管費を当該月の児童数で除して算出した各月の児童1人当たりの平均経費額の合計額約448万円を、Bの席確保に要した経費とし、Yの不当利得を否定していた。しかし本判決は、前述の販管費の内訳が示されず α 在籍児童に関連する支出か不明であり、またYがBのために必要な教材を発注するなどBの通園開始へ向けて具体的な準備に携わったことも認められないとして、Bの席確保のための費用発生自体を認めなかった。この点も妥当である。

他方、本判決は校舎維持費を不当利得と認めなかった。判決は校舎維持費を、校舎の実際の利用の対価ではなく、校舎を利用し得る在籍児童の保護者全員が負担する施設維持費と捉え、在籍したことだけで発生する費用と位置づけた。1年5カ月弱の間、いつでも通学開始できる権利を保持した対価とすれば、やむを得ないか。

①の大学の学納金返還訴訟では、入学年度開始後に辞退を申し出た場合の授業料返還を認めない傾向にある(参考判例①②は民法90条の公序良俗違反を否定し、①③は消費者契約法9条1号[2023年6月1日からは9条1項1号]の平均的損害を超えないとした)。もちろん①②③では不返還特約が存在するが、本件ではX側は

いつでも通学開始できる状態であり、在籍は開始していたと評価できる。本件の解除は判決も明示するとおり「将来に向かって」契約関係を解消するものであり、それまでの契約関係までも解消するものではない。この点が前述の在籍料的な費用の存在を判決が認めたことにつながっており、しかし他面において、在籍開始後も給付の対価相当額の返還を求め得る点で①と異なっている。もっとも大学は入学時期が限られ、入学年度開始後の入学辞退による損失が大きいのに対し、 α では年度内のいつでも入学できることから、Bが通学しないことによるYの損失はないとみることができる。

3 参考判例とインターナショナルスクールの幼児教育

幼児教育型インターナショナルスクールについて、参考判例④では、通学開始前にキャンセルした場合には授業料等を全額返還するという条件で妊娠中の子の入園を申込み、授業料等の申込金を支払ったが、入園前に申込みを撤回し又は契約を解除したとして、不当利得として支払い済み申込金の全額の返還を求め、認容されている。参考判例⑤は、スクールから入学予定時に変更があったときには全額返金するなどの説明を受けて、受講契約締結・入学時費用を支払った後、通学開始前に契約を解除したとして前記入学時費用全額の返金を求め、特約として入学金等を含めた入学時費用の全額につき、規約に基づく授業料の返金に準じた返金の請求ができる旨の合意が成立していたとして全額認容されている。参考判例⑥は、スクールに1年契約で1年分の保育料等を支払って入園後途中退園し、退園後の5カ月分の保育料の返還が認められている。参考判例⑦は、外国語を使用する幼稚園(学校教育法における幼稚園ではない)に通園させるため授業料支払い後、授業開始前に在籍契約を解約し授業料返還を求めた事案で、不返還特約につき消費者契約法9条1号により無効とし、全額の返還を認めた事案である(た

だし平均的な損害の判断においてインターナショナルスクール特有の事情も判断理由となっているので、いわゆる「幼稚園」とは事情が異なる)。ただ、④⑤⑥⑦判決は①判決を意識していないようにも見受けられる。

④⑤⑥⑦判決も加味してみると、幼児教育型インターナショナルスクールは、費用が高額でしかも保育でもあることや、保護者の転勤等によって入退学が頻繁に生じ、施設側もそれに対応して随時入学者を確保していく必要があり、学費について状況に応じて多様な合意をしている可能性がある。しかも学校教育法等が及ばず規制も少なく、外国語での交渉が必要になる場面もあり得る。今後消費者トラブルが生じやすい領域とも言えよう。

また、インターナショナルスクールとの契約では外国語が用いられることもあり、外国語に不慣れな消費者の場合大きなハードルとなり得る。この点、消費者契約法3条1項2号は、契約締結の勧誘に際し、消費者の理解を深めるため、消費者契約の目的となるものの性質に応じ、事業者が知り得た消費者の年齢、心身状態、知識及び経験を総合的に考慮したうえで、消費者の権利義務や契約内容についての必要な情報を提供することを、事業者の努力義務としている(同号は一部改正され2023年6月1日に施行された)。努力義務ではあるが、今後、言語の問題についても検討する必要があるのではないだろうか。

参考判例

- ①最高裁平成18年11月27日判決(『民集』60巻9号3437ページ)
- ②最高裁平成18年11月27日判決(『民集』60巻9号3732ページ)
- ③最高裁平成22年3月30日判決(『裁判所時報』1505号4ページ)
- ④東京地裁令和3年6月4日判決(LEX/DB)
- ⑤東京地裁令和3年2月15日判決(LEX/DB)
- ⑥東京地裁令和2年12月17日判決(LEX/DB)
- ⑦東京地裁(控訴審)平成24年7月10日判決(LEX/DB)